

山梨県公報

第一千三百三十六号

平成二十三年

五月二十三日

月 曜 日

目 次

告示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定……………三三七

公 告

山梨県登録販売者試験の実施……………三三七

教育委員会

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………三三八

平成二十四年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について……………三三八

その他

一般競争入札について……………三四一

告 示

山梨県告示第二百十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 都留市下谷字自濟地二四四〇番一の一部、二四四〇番二の一部、二四四〇番四の一部、二四四一番四の一部、二四四二番四の一部、二四五三番一の一部及び二四五五番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一 シクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

公 告

山梨県登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第三十六条の四第一項に規定する試験(登録販売者試験と称する。)を次のとおり実施する。

平成二十三年五月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日 平成二十三年九月二十四日(土)

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- 2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- 3 平成十八年四月一日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第八十七条第二項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者
- 4 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下同じ。)、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者
- 5 四年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者
- 6 1から5に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

五 受験手続

- 1 提出書類

受験願書

(一) 受験資格を有することを証明する書類

(二) 写真(提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。)

2 受験手数料

一万四千円(受験願書に一万四千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印しないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十三年七月四日(月)から同月十五日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先

県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十三年十月二十八日(金)午前十時に県庁東側、各保健福祉事務所(保健所)の掲示板及び山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 二二三 一四九一)に問い合わせること。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年五月二十三日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立谷村工業高等学校の項中

化学・デザイン科、機械システム科、建設科、電子情報科

を

機械工学科、電子工学科、制御工学科、環境工学科

に改める。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立谷村工業高等学校の化学・デザイン科、機械システム科、建設科及び電子情報科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

● 平成二十四年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

平成二十四年度山梨県公立高等学校(甲陵高等学校)は、別途北杜市教育委員会が定める(入学者選抜の基本事項を次のとおり定める。

平成二十三年五月二十三日

山梨県教育委員会

委員長 渡 邊 努

全日制の課程における前期募集

一 募集人員

前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が定める。

1 全日制普通科(コース及び単位制を含む。)については、募集定員の10%から30%の範囲(コースの指定については、普通科の率と同じとする。)

2 理数科、英語科及び文理科（以下「専門教育学科」という。）については、募集定員の二〇％から四〇％の範囲

3 職業に関する学科については、募集定員の三〇％から五〇％の範囲

4 総合学科については、募集定員の二〇％から四〇％の範囲

二 出願資格

前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を平成二十四年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

三 出願の制限

出願は、一人一校、一学科に限る。

四 出願期間

平成二十四年一月十八日（水）、同月十九日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月二十日（金）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、作文、特技、個性表現のいずれか（複数可）を併せて実施する。

2 検査期日

平成二十四年二月一日（水）及び同月二日（木）とする。ただし、志願者の状況によっては、同月三日（金）を含めて三日間とすることができる。

六 選抜方法

各高等学校が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書の記録、面接の結果及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の内定

各高等学校長は、平成二十四年二月九日（木）午前九時から午後四時までの間に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

八 入学許可予定者の発表

全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。
全日制の課程における後期募集

一 募集人員

後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者として内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成二十四年三月に卒業する見込みの者

2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成二十四年三月に修了する見込みの者

3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は平成二十四年三月に修了する見込みの者

4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成二十四年三月に修了する見込みの者

5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。

3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。

4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上が設置されている場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。

5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十四年二月二十日（月）、同月二十一日（火）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（水）の午前九時から正午までとする。

五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）

<p>の五教科とする。</p> <p>イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。</p> <p>2 検査期日 平成二十四年三月七日（水）</p> <p>3 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。</p> <p>六 選抜方法</p> <p>1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。</p> <p>2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱ふ。</p> <p>七 入学許可予定者の発表 平成二十四年三月十四日（水）の午前十一時 全日制の課程における再募集</p> <p>一 実施校 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科又は職業に関するコースの募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。</p> <p>二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。</p> <p>三 出願の制限</p> <p>1 出願は、一人一校とする。</p> <p>2 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。</p> <p>3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、志願する学科のほかに第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科・コースがあり、小学科・コース別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科・コースに第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>四 出願期間 平成二十四年三月十四日（水）の午後一時から午後四時まで、同月十五日（木）の午前九時から午後四時まで及び同月十六日（金）の午前九時から正午までとする。</p> <p>五 検査</p>	<p>1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。</p> <p>2 検査期日 平成二十四年三月十九日（月）</p> <p>六 選抜方法 学力検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たって実施する面接の結果及び作文又は新たに行う学力検査の成績を総合判定し、選抜する。</p> <p>七 入学許可予定者の発表 平成二十四年三月二十一日（水）の午前十一時 定時制の課程における入学者選抜</p> <p>一 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。</p> <p>二 出願の制限</p> <p>1 出願は、一人一校とする。</p> <p>2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。</p> <p>3 全日制及び定時制の両課程を併願することはできない。</p> <p>4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。</p> <p>三 出願期間 平成二十四年二月二十日（月）、同月二十一日（火）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（水）の午前九時から正午までとする。</p> <p>四 検査</p> <p>1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。</p> <p>2 学力検査の検査教科及び配点 ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。 イ 配点は、各検査教科百点とする。</p> <p>3 検査期日 平成二十四年三月七日（水）及び同月八日（木）とする。</p> <p>4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。</p>
---	--

五 選抜方法

調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表

平成二十四年三月十四日（水）の午前十一時

定時制の課程における再募集

一 実施校

定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

二 出願資格

全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程における入学許可予定者は、出願することはできない。

3 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第一希望まで

志望順位を付けることができる。

四 出願期間

平成二十四年三月十九日（月）から同月二十一日（水）の午前九時から午後四時

まで及び同月二十二日（木）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法

再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科

検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日

平成二十四年三月二十三日（金）

六 選抜方法

調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、

選抜する。

七 入学許可予定者の発表

平成二十四年三月二十七日（火）の午前十一時

実施要項

詳細については、別に定める「平成二十四年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施

要項」による。

その他

山梨県道路公社公告第一号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十三年五月二十三日

富士山有料道路管理事務所長 田 中 茂

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車 一台

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成二十四年三月十五日（木）

4 納入場所

山梨県道路公社富士山有料道路

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当

しない者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、又

は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立

てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を

除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてそ

の役員が暴力団員でないこと。

4 山梨県内に本店を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

ア 山梨県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成十四年山梨県

告示第六十四号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に記載されている

者であること。なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、入札参加資格の

審査申請を平成二十三年六月一日（水）までに山梨県出納局管理課調度担当に行

うこと。

イ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から山梨県物品購入等契約に係る

指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ

と。

- 4 この公告に示した物品等を確実に納入できることを証明した者であること。
 - 5 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 四〇一 〇三〇二 山梨県南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号
山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所 電話〇五五五 七二 六三〇〇
- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年五月三十一日（火）までの山梨県の休日を含め、条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所において交付する。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年六月六日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に持参により提出する。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

実施日 平成二十三年六月二十一日（火）午前十時

場所 山梨県南都留郡富士河口湖町小立千二百四番一号 山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所一階会議室

- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

- 四 その他

1 落札者が契約締結までの間に、「一般競争入札の参加資格」に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、山梨県道路公社は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- 2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 契約書作成の要否 要

- 5 違約金の有無 有

- 五 詳細は、入札説明書による。